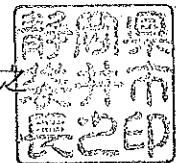




地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による袋井市上山梨沿道整備土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を変更することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 3 日

袋井市長 原田 英之



- 1 上山梨二丁目に編入する区域
大字上山梨字森ノ内の一部、字下川原の一部及びこれらの地域に隣接する道路である公有地の全部
- 2 大字上山梨字下川原に編入する区域
大字上山梨字古町の一部及びこれらの地域に隣接する道路である公有地の全部
- 3 大字上山梨字中川原に編入する区域
大字上山梨字下川原の一部、字金屋敷の一部及びこれらの地域に隣接する道路、水路である公有地の全部
- 4 大字上山梨字金屋敷に編入する区域
大字上山梨字中川原の一部、字古町の一部
- 5 大字上山梨字上川原入分に編入する区域
大字上山梨字金屋敷の一部及びこれらの地域に介在する水路である公有地の全部
- 6 大字上山梨字古町に編入する区域
大字上山梨字上川原入分の一部、字金屋敷の一部

地番等は省略し、関係書類は袋井市総務部総務課に備え置く。